

# 平成 26 年度第 1 回「放課後等の遊び場づくり事業推進委員会」

日時：平成 26 年 7 月 7 日(月) 10：00～

場所：福岡市役所 15 階 第 5 会議室

## － 次 第 －

### 1. 開会

### 2. 委員紹介（資料 1）

### 3. 議事

#### （1）副委員長の決定

#### （2）放課後等の遊び場づくり事業「わいわい広場」の運営状況（資料 2, 3）

① 統計（平成 26 年 3 月末現在）

② 青少年育成コーディネーターからの報告

#### （3）人材育成について（資料 4, 5）

① プレイワーカー育成事業

② わいわい先生（現場責任者）研修

③ 補助員研修

④ プレイワーカー研修

#### （4）わいわい広場の課題について（資料 6）

#### （5）保護者アンケートについて（資料 7）

### 4. 閉会

#### 【参考資料】

「放課後等の遊び場づくり事業推進委員会」設置要項

「放課後等の遊び場づくり事業推進委員会」名簿

(資料1)

「放課後等の遊び場づくり事業推進委員会」名簿

役職	氏名	所属等
委員長	山下 智也	きんしゃいきやんばす 代表 西日本短期大学 助教
委員	横山 正幸	福岡教育大学名誉教授
委員	古賀 彩子	PLAY FUKUOKA 代表
委員	原口 勝	福岡市立平尾小学校長
委員	山浦 希生	若久小元気キッズ！若久 現場責任者
委員	守田 美知子	有田小学校わいわい広場 現場責任者
委員	宇都宮 久幸	こども未来局こども部放課後こども育成課 青少年育成コーディネーター

## わいわい広場 開設状況 (平成26年7月現在 74校)

区	実施校	開設年度	開設回数	雨天時
東	香椎浜	15年度	週3回	コミュニティー ルームB
	箱崎	18年度	週3回	中止
	香椎東	18年度	週3回	体育館
	香陵	22年度	週3回	中止
	千早	23年度	週3回	体育館等
	千早西	23年度	週3回	中止
	香椎下原	23年度	週3回	中止
	香椎	24年度	週3回	2階会議室等
	和白	24年度	週3回	中止
	三苦	24年度	週3回	中止
	松島	25年度	週3回	中止
	香住丘	25年度	週3回	中止
	八田	25年度	週3回	中止
博多	東光	16年度	週3回	多目的室・ おはなしルーム外
	席田	21年度	週3回	空き教室(体育 館・家庭科室・図 書室)
	三筑	22年度	週3回	体育館・図書室 ・家庭科室
	板付	23年度	週3回	中止(※途中から 雨→わいわい事務 室にて実施)
	那珂南	23年度	週3回	中止
	春住	23年度	週3回	中止
	東月隈	24年度	週3回	中止
	東吉塚	24年度	週3回	中止
	東住吉	25年度	週3回	中止
中央	南当仁	15年度	週3回	体育館等
	草ヶ江	21年度	週3回	教室等
	当仁	22年度	週3回	中止
	平尾	23年度	週3回	体育館・図書室・ 教室
	福浜	23年度	週3回	体育館等
	小笹	23年度	週3回	中止
	警固	24年度	週3回	中止
南	若久	17年度	週3~4回	体育館
	弥永	21年度	週3回	知新館3Fか4F
	野多目	21年度	週3回	中止
	弥永西	22年度	週3回	中止
	大楠	23年度	週3回	中止
	老司	23年度	週3回	中止
	長住	24年度	週3回	中止
	柏原	24年度	週4回	中止
	玉川	25年度	週3回	中止
	東若久	25年度	週3回	中止
	西長住	25年度	週3回	1F家庭科準備室
日佐	25年度	週3回	中止	

区	実施校	開設年度	開設回数	雨天時
城南	鳥飼	16年度	週3回	体育館・図書室 ・家庭科室
	別府	22年度	週3回	中止
	田島	23年度	週3回	中止
	城南	23年度	週3回	体育館・図書室 ・ふれあいルーム
	堤	23年度	週3回	体育館
	七隈	24年度	週3回	中止
	長尾	25年度	週2回	中止
	南片江	25年度	週3回	中止
	早良	百道	15年度	週3回
有田		18年度	週3回	体育館
原北		21年度	週3回	中止
西新		22年度	週3回	中止
四箇田		23年度	週3回	中止(※途中から雨 →体育館正面入口 or図書室で実施)
原		23年度	週3回	中止
高取		23年度	週3回	中止
室見		24年度	週3回	中止
百道浜		24年度	週3回	中止
田隈		24年度	週3回	中止
賀茂		24年度	週3回	中止
小田部		24年度	週3回	中止
野芥		25年度	週3回	中止
原西	25年度	週3回	中止	
西	金武	16年度	週3回	中止
	愛宕	21年度	週3回	中止
	壱岐南	22年度	週3回	中止
	姪浜	23年度	週3回	中止
	西陵	23年度	週3回	中止
	姪北	23年度	週3回	中止
	今宿	23年度	週3回	中止
	城原	24年度	週3回	中止
	下山門	24年度	週3回	火→体育館 月金→中止
	福重	24年度	週4回	南校舎1F地域交流室
玄洋	25年度	週3回	中止	

27校	麻生教育サービス株式会社
5校	特定非営利活動法人そだちの庭
21校	株式会社テノ. コーポレーション
19校	特定非営利活動法人ワーカーズユープ
2校	地域型

【参加者数等統計】	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
1. 実施校数	44校	61校	74校
2. 参加登録児童数	5,787人	7,679人	8,373人
参加登録児童数 (1校あたり平均)	132人	126人	115人
3. 見守りサポーター登録数	2,041人	2,324人	2,418人
見守りサポーター登録数 (1校あたり平均)	46人	38人	33人
4. 参加児童数	78,627人	114,689人	132,222人
参加児童数 (1回あたり平均)	25人	25人	23人

※南片江のみ開設日は平成26年4月

## わいわい広場について（青少年育成コーディネーターからの報告）

（以下、抜粋）

### 1. わいわい先生について

- 何とか参加児童が増えるようにいろいろ工夫しながら頑張っている。
- 子どもの名前をしっかりと覚えて、名前を呼んで声掛けができています。
- 子どもから慕われている。その結果、子どもがわいわい広場を、楽しみにしている様子が見て取れる。
- 公民館・自治協・地域諸団体・学校と密に連絡を取り、運営がスムーズになるよう努めている点。
- 子どもと良好な関係を作って、進んでかたづけをする子や低学年の世話をする子を作っている点。このような学校では子どもも自発的にいきいきと遊んでいる。
- 相手の話を十分聞けないことから全体が見えずに配慮が足りなくなり、運営の細かな点で支障をきたすこともある。
- 学校や補助員と細かく連絡を取るよう支援することが大切。
- 子どものけが等における保護者への対応を適切にされている。
- 昨年度よりもよりよいわいわい広場の実施に向け、目標を持って努力されている。
- 遊びの内容や遊びのルールで悩んでいる先生もいる。
- 遊びの中で発生した怪我等の対応についても、保護者への迅速で適切な対応がなされている。
- 各学校事情があると思うが、事務場所が職員室と遠く隔たっている学校が多く、先生方とのコミュニケーションが日常的にとりにくい状況がある。学校内でのわいわい先生の孤立化。
- わいわい先生同士が情報交換を行い、各わいわい広場の状況や改善工夫点、課題等について学び合ったことを自分の学校に持ち帰り、より充実したわいわい広場の運営に役立てる支援が大切。
- 参加児童の理解に努め、積極的な活動がなされている実施校が増えてきた。
- 各学校で実態は異なるが、受託業者の担当者、近隣校、補助員、見守りサポーター。内容によってはコーディネーターとの連携を必要に応じて行うことが大切。

### 2. 学校、地域、保護者について

- 見守りサポーターの登録者が減少しており、2～3名の配置が困難になってきている。
- パンフレットを活用したり、活動の様子を見に来てもらったりして、理解と連携を深める。
- わいわい広場の意義をよく理解し、雨の日の対応や企画事業の内容の提案など積極的に協力している点。自治協会長がホームページで企画事業を取り上げ、大いに宣伝したいというような前向きな発言をする校区もある。
- 地域によっては、「雨の日もわいわい広場を実施してほしい。」という意見が出るなど、わいわい広場への期待が大きい。
- 学校によって、見守りサポーターの登録数にちがいがあり、見守りサポーターの確保に課題がある。学校によっては、見守りサポーターが0名の日もある。
- わいわい広場と学校や留守家庭子ども会での遊びのルールに違いがある学校があり、共通理解を図る必要がある。（水遊びやジャングルジムの使用など）

- 学校や地域が一体となって子どもに係わっていこうという気運が感じられる学校区がある。わいわい広場の事業に対しても理解があり、協力的でスムーズな運営がなされている。
- 学習参観日やPTA総会、地域団体の役員会等に現場責任者が顔を出し、わいわい広場の事業を知ってもらう働きかけを積極的に行うことで、理解や協力が得られている。
- 地域が、わいわい広場の事業について知らなかったり理解していなかったりという実態があり、協力・支援が得られないでいることがある。
- わいわい先生に対する研修や情報交換の機会を増やし、更に研修内容の充実を図る必要がある。
- 「わいわい広場」を通して、子ども達に遊びが増えていることはとてもいい取り組みであるとの声は多く聞かれる。
- 見守りサポーターが減っているので、募集等の工夫をして増やしていく必要がある。
- 「わいわいだより」（全校版、地域版）などの活用も啓発につながると思う。

## 人材育成について

### 1. プレイワーカー育成事業

#### (1) 学生プレイワーカー育成講座

- ① 平成 23 年度から実施しているプレイワーカー育成講座を継続して実施
- ② 平成 26 年度の受講者は 46 人
- ③ 講習会（月 1 回）を行い，子どもとの関わり方やリスクマネジメント等について学ぶ
- ④ 学生数人を一グループにして，新規開設校・既存校を中心に現場派遣を行う

#### (2) プレイワーカー（遊びのサポーター）養成講座〈入門・実践編〉

- ① 平成 15 年度から実施している講座であり，平成 26 年度の申込者数は 102 人，定員 60 人，修了者数 52 人
- ② 子どもとの関わり方やリスクマネジメント等について学ぶ講座であり，平成 26 年度は 5～6 月にかけて，5 日間実施。

### 2. わいわい広場関係者研修

#### (1) わいわい先生（現場責任者）研修

- ① 平成 25 年度第 4 回研修
  - 平成 26 年 3 月 6 日，11 日，14 日，17 日の計 4 回，市役所研修室にて実施
  - 平成 26 年度に向けたわいわい広場のあり方について説明。
  - 別府小学校，田島小学校のわいわい先生による自校の取り組みについてプレゼン。
  - グループに分かれてプレゼンを基にして意見交換を行った。
- ② 平成 26 年度第 1 回研修
  - 平成 26 年 4 月 10 日，婦人会館 9 階大研修室にて実施
  - 横山委員による，テーマ「子どもに遊び体験を」についての講話を実施
  - 各区に分かれ，わいわい先生による自校の課題や取り組み，他校の課題や取り組み等について情報交換を行った。
- ③ 平成 26 年度第 2 回
  - 平成 26 年 5 月～10 月（予定），各わいわい広場現場にて実施中
  - わいわい先生が，行きたいわいわい広場のわいわい先生に連絡し，補助員の立場として実践形式の研修を行っている。

#### (2) 補助員研修

平成 26 年 4 月 2 日（早良区役所）

参加者 34 名

平成 26 年 4 月 7 日（中央区役所）	参加者 12 名
平成 26 年 4 月 8 日（南区役所）	参加者 22 名
平成 26 年 4 月 9 日（西区役所）	参加者 35 名
平成 26 年 4 月 14 日（城南区役所）	参加者 38 名
平成 26 年 4 月 16 日（東区役所）	参加者 32 名
平成 26 年 4 月 17 日（市役所 502 会議室）	参加者 24 名
平成 26 年 4 月 18 日（博多区役所）	参加者 29 名

合計 8 日間実施 延べ 226 名参加

#### ①流れ

- 平成 26 年度わいわい広場一日の流れ（基本）の説明後、補助員の意見交換
- 遊びの絵日記を通して、子どもが育つ環境の今と昔についてワークショップ
- わいわい広場をより魅力的にするために、他の現場からの事例紹介

#### ②感想（抜粋）

- わいわい広場をより魅力的にするために、他の現場からの事例紹介他校の補助員の方と交流ができて良かった。今後のわいわい広場に他校の工夫を早速取り入れて、活かしていきたいと思う。
- 今日の研修会で、子どもの遊び、遊びの場の大切さを学ぶことができた。今の子どもたちを取り巻く環境を改めて考える良い時間だった。これから、子どもたちの遊びの場がより良いものになるよう関わっていけたらいいなと思う。
- 他校の補助員と意見交換できて良かった。悩むことはどこも一緒だが、子どもたちと一緒にこれから先の未来を見据えてやっていく。
- 各校区との交流ができたことは大変良かった。次回は、各校区のわいわい広場での実践や会話の時間をもっともっと持って、話し合いができるようにしてほしい。もっとたくさん交流がしたかった。
- 他校の情報が聞けて参考になった。遊具の管理の仕方、倉庫での遊具でのしまい方が工夫されていて、参考にしたい。
- 自分の子どもの頃に比べ、子どもたちの遊びの場所、できることが極端に少なくなっていることを再認識した。自分の子どもの頃に楽しかった遊びなどをどうやったら今の子どもたちに伝えられるのかを考えてみたいと思う。
- 子どもは遊びを通して学ぶ。けがもその一つで、前々から今の子どもたちは転ぶ前に予防されていることが気になって仕方なかった。でも今日研修を受けて、わいわい広場の目的がはっきりわかり納得した。今の子どもたちが日本を支える大人になってほしいと思い、微力ながら子どもたちを見守っていこうと思う。

#### (3) プレイワーカー研修

平成 26 年 3 月 24 日（婦人会館大研修室）

平成 26 年 3 月 27 日（婦人会館視聴覚室 AB）

①流れ

- わいわい広場のプレイワーカーの役割確認
- これまでのプレイワーカーとしての実践について振り返り
  - ※プレイワーカー登録にあたっては、事前に市による個別研修を実施している

②感想（抜粋）

- プレイワーカーは一人で活動していて、これでいいのか不安なことがあったので、意見交換できて良かった。
- わいわい先生によって、わいわい広場の目的や意義が異なっていたように感じるこ  
とがあった。この研修で意義や目的がわかって、これでいいんだと安心でき、共有  
もされたみたいなので、参加して良かった。

平成26年度 わいわい広場の研修について

	平成26年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
現場 プレイワーカー		研修 ○登録のために必須 ○4月以降、個別対応可	研修（一般参加あり。希望者のみ） ○プレイワーカー（遊びのサポーター） 養成講座		研修（希望者のみ） ○プレイワーカースキルアップ講座 ○7月及び11月頃実施予定									
	学生プレイワーカー育成講座（希望する学生をホームページ等で公募） ○平成23年度から毎年実施中。 ○わいわい広場にプレイワーカーとして活動するために必要な知識等を身につけ、実地研修を経て、各現場でプレイワーカーとして活動。													
補助員		研修 ○各区役所と市役所の計8回 ○活動内容及び補助員同士の 意見交換	研修（実地。希望者のみ） ○各自にて行きたい現場へ、わいわい先生を通じて連絡 ○現場のわいわい先生と話して活動内容を決定											
わいわい先生	【第4回】 研修	【第1回】研修 ○子どもの遊び体験について 理解を深めるため ○同じ区のわいわい先生と コミュニケーションを図る ことで、日頃の交流を深める きっかけとするため。	【第2回】研修（実地） ○各自にて行きたい現場へ連絡 ○現場のわいわい先生と話して活動内容を決定					【第3回】研修 （11月中旬～12月上旬） ○振り返り ○来年度に向けての準備						
			研修（希望者のみ） ○わいわい先生スキルアップ講座① ○例として、リスクマネジメント、発達障がい、各現場わいわい先生との意見交換、各現場の取組 事例発表、プレイワーカーや補助員との意見交換等を検討中（随時事業者を通じて連絡）											
事業者 仕組み			研修（希望する事業者の主催） ○わいわい先生スキルアップ講座② ○事業者がテーマを決定後、要望に応じて市が講師派遣等											
	事業者協議（随時実施）													

# わいわい広場の課題

## 【環境】

- 熱中症対策
- PM2.5の不安への対処

## 【学校】

- わいわい広場の理解度
- わいわい広場への協力体制

## 【実施校】

- 新規開設校拡大
- 地域型運営への理解

## 【スタッフ】

- わいわい先生の事業の趣旨についての理解度
- わいわい先生の業務における各校の違い
- 補助員の事業の趣旨についての理解度
- 補助員の活動内容における各校の違い
- 見守りサポーターの登録数, 参加数の減少
- プレイワーカーの登録数, 参加数の減少
- プレイワーカーの理解度, 活動内容の違い
- スタッフ間の連携
- 現場支援

わいわい先生

補助員

見守り  
サポーター

プレイワーカー

## 【児童】

- 登録児童数, 参加児童数が, 全体としてやや減少傾向

## 【地域・保護者】

- わいわい広場への理解度
- わいわい広場への協力体制

## 【留守家庭子ども会】

- 指導員のわいわい広場の理解度の違い
- 校庭での自由遊びについての連携

## 【市】

- 厳しい財政状況

## 【普及, 啓発, PR】

- 遊びの意義の普及, 啓発
- わいわい広場の趣旨の説明やPR

「放課後等の遊び場づくり事業推進委員会」設置要綱

(目的)

第 1 条 放課後等に学校施設を活用し、自由に安心して遊びや活動ができる場や機会を提供する「放課後等の遊び場づくり事業（以下「事業」という。）」の持続的かつ安定した運営を目指し、事業の評価及び円滑かつ効果的な推進に向けた助言・提案を行うため、「放課後等の遊び場づくり事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）」を設置する。

(役割)

第 2 条 事業の評価、事業推進の助言・提案を行う。

(組織)

第 3 条 推進委員会は、学識経験者、関係団体の代表者及び事業従事者等のうちから、市長が委嘱した委員をもって組織する。

2 委員は、必要に応じて追加することができる。

(設置期間及び委員の任期)

第 4 条 推進委員会の設置期間は、設置の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

委員の任期も、委嘱の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 推進委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

3 推進委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちからこれを指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、推進委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則としてこれを公開する。ただし、委員長が、会議における審議の内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであると認めるとき、又は会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りでない。

(事務局)

第8条 推進委員会の事務局は、こども未来局放課後こども育成課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年7月25日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

「放課後等の遊び場づくり事業推進委員会」傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、放課後等の遊び場づくり事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受付)

第2条 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議の開催20分前から会議の開催10分前までに受付を行わなければならない。

(定員)

第3条 審議会の会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、原則として6人とする。

2 傍聴希望者は先着順とし、定員となり次第受付を終了する。

(会議場に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器その他会議若しくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者又は会議を妨害し、若しくは人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、推進委員会の会議場（以下「会議場」という。）に入場することができない。

(傍聴人が守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 会議場において発言しないこと。

(3) みだりに席を離れないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。

(6) たすきを着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行為をしないこと。

(7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。

(8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、委員長が認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、推進委員会が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするときは、速やかに会議場から退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第8条 委員長は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が、この要領の規定に違反したときは、委員長は、傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、委員長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、推進委員会の会議の傍聴に関し必要な事項は、その都度委員長が定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成23年8月24日から施行する

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する